

自家用車活用事業について

北海道運輸局札幌運輸支局
令和6年6月



ライドシェアをめぐる最近の情勢について

そもそもライドシェアとは

○一般的に「ライドシェア」と呼ばれるもの

自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、運転者と乗客とをスマートフォンのアプリ等で仲介するもの

道路運送法による

自家用有償旅客運送(法78条2号登録)
交通空白地・福祉有償運送

自家用自動車による有償運送(法78条3号許可)
ヘルパーぶら下がり・スクールバス

違法

白タク

道路運送法によらない

いわゆるライドシェア

許可登録を要しない運送態様
無償、ガソリン代等の実費のみ、生業の範疇、運転役務の提供

新設された
「自家用車活用事業」も
ここに該当（後述）

【参考】道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）
(有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

意向調査と許可申請の流れ(札幌交通圏・その他の地域)

国の作業
事業者の作業
地方自治体の作業

札幌交通圏

国土交通省

- ①不足車両数の公表

北海道運輸局

- 【法人タクシー事業者】
①自家用車活用事業の実施の意向
(所定の申出書)
- or
- 【自治体】
①特定の曜日及び時間帯にタクシー車両数が不足している旨

管轄の運輸支局へ申し出

管轄の運輸支局

- ②実施意向について調査
当該営業区域に営業所を有する全てのタクシー事業者
(所定の意向調査票)

調査期間：7日間程度

北海道運輸局

- ③とりまとめ次第速やかに本省報告

- ④調査結果を基に各社の使用車両数を決定のうえ事業者へ通知

- ④' 事前確定運賃に準じた「係数」を付与
(札幌交通圏・千歳圏・旭川交通圏を除くその他の地域)

意向調査終了後10日後を目処

管轄の運輸支局

- ⑤法人タクシー事業者による許可申請

- ⑥許可